

# 県議会資料

(H27.4～H31. 4)

◇ 資 料 編(別冊)

## 資料編目次

徳島県議会議会改革検討会議結果報告書	1
1 徳島県議会議会改革検討会議の設置	2
2 検討の経緯及び概要	2
3 主な検討の成果	6
徳島県議会基本条例	7
議会改革行動計画(第2期)(平成30年6月現在)	13
徳島県家庭教育支援条例	34
徳島県読書活動の推進に関する条例	37
とくしま藍の日を定める条例	39
とくしま藍の日を定める条例の一部を改正する条例	40
徳島県消費者市民社会の構築に関する条例	41
笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例 の一部を改正する条例	43
徳島県議会選挙区等検討委員会結果報告書	44
I 選挙区等検討委員会の設置	45
II 検討の経緯及び概要	45
III 結論	47
別 表	50
徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき 事件として定める条例	52
徳島県議会と徳島文理大学との連携に関する協定書	54
徳島県議会と四国大学との連携に関する協定書	55
徳島県議会表彰要綱	56

徳島県議会議改革検討会議  
結果報告書

平成28年3月

## 1 徳島県議会議会改革検討会議の設置

徳島県議会議会改革検討会議は、徳島県議会基本条例第30条第3項の規定に基づき、議会改革行動計画について調査し、及び審議するため、地方自治法第100条第12項に規定する「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として位置づけ、平成27年5月18日に臨時的に設置されたものである。

会議は公開で行い、合意した事項については、直近の会長・幹事長会へ報告し、承認を得た事項から直ちに取り組むこととし、平成28年3月までの約1年間、全8回にわたって会議を開催し検討を行った。

## 2 検討の経緯及び概要

### 第1回検討会議（平成27年5月18日）

#### （1）座長・副座長の選出について

座長に岩丸正史議員、副座長に丸若祐二議員を選出した。

#### （2）会議の運営について

検討会議は報道機関に原則公開で行うこととした。

検討会議の設置期間はおおむね1年間とした。

検討会議での決定事項は、直近の会長・幹事長会へ報告し、承認を得た事項から直ちに取り組むこととした。

#### （3）議会改革行動計画（第1期）の進捗状況について

事務局から、前任期の議会改革行動計画の進捗状況について報告があった。

#### （4）検討の方法について

前任期の議会改革行動計画の内容をそのまま継承した、第2期の議会改革行動計画（案）をもとに、各会派から追加・変更を提案し、それらの提案について協議を進めていくこととした。

### 第2回検討会議（平成27年6月5日）

#### （1）各会派からの提案事項について

各会派が改革すべき事項を提案し、説明を行った。

## 第3回検討会議（平成27年7月2日）

### （1）議員提案政策条例の検証について

前任期に制定した議員提案政策条例の検証を行うこととした。

### （2）表決態度の公表について

各議員の議案・請願に対する表決態度を議会ホームページで公開することとした。

### （3）決算認定議案の早期議決について

12月定例会の閉会日に議決していた決算認定議案を、12月定例会の開会日に議決することとした。

### （4）決算認定委員の配分の見直しについて

所属人数が4人未満の会派については、決算認定委員会についても、常任・特別委員会と同様に、原則として任期中に全ての委員会に所属できるよう割り当てることとした。

### （5）委員会の県内・県外視察のあり方について

県内視察については充実することとし、事務局においてたたき台を作成し、次回以降に協議を進めることとした。

県外視察については、現状どおりとした。

### （6）出前委員会（意見交換会）の開催について

出前委員会（意見交換会）を実施することとし、事務局においてたたき台を作成し、次回以降に協議を進めることとした。

## 第4回検討会議（平成27年9月11日）

### （1）選挙区等検討委員会の早期設置について

平成28年2月に予定されている国勢調査の結果を待って、設置について検討を行うこととした。

### （2）通年会期の導入について

引き続き検討を行うこととした。

### （3）代表・一般質問のあり方について

「対面式演壇の採用」及び「本会議場に映像装置（スクリーン等）の設置」について、引き続き検討を行うこととした。

(4) 委員会のあり方について

「予算委員会の開催」について、引き続き検討を行うこととした。

(5) 委員会等の視察報告について

会派の視察報告について、積極的な情報発信に努めることとした。

**第5回検討会議（平成27年10月9日）**

(1) 議会費の見直しについて

「費用弁償の見直し」について、引き続き検討を行うこととした。

(2) 情報公開及び政務活動費に関わる議会事務局の体制強化について

現状どおりとした。

(3) 議会運営に係る会派の見直しについて

現状どおりとした。

(4) PCやタブレットの使用について

現状どおりとした。

(5) 県民への広報のあり方について

現状どおりとした。

(6) その他の提案について

「議員控室の禁煙化及び喫煙場所の確保」について、引き続き検討を行うこととした。

(7) 県内視察の充実について

事務局から「委員会の県内視察の見直し案」の提出があり、次回の検討会議において協議を行うこととした。

(8) 出前委員会（意見交換会）の開催について

事務局から「県民との意見交換会実施要領案」の提出があり、次回の検討会議において協議を行うこととした。

## **第6回検討会議（平成27年11月25日）**

- (1) 基礎自治体議会との協議の場の設置について  
引き続き検討を行うこととした。
- (2) 陳情の審議について  
現状どおりとした。
- (3) 夜間・休日議会の開催について  
現状どおりとした。
- (4) 委員会室での直接傍聴について  
現状どおりとした。
- (5) 委員会のインターネット中継について  
引き続き検討を行うこととした。
- (6) 議員控室の禁煙化及び喫煙場所の確保について  
今後の検討課題とした。
- (7) 県内視察の充実について  
「委員会の県内視察の見直し案」により実施することとした。
- (8) 出前委員会（意見交換会）の開催について  
「県民との意見交換会実施要領案」により実施することとした。

## **第7回検討会議（平成28年2月12日）**

- (1) 議会改革行動計画（第2期）について  
事務局からこれまでの検討会議における検討結果に基づき作成した案の提出があり、協議を行い、当検討会議としての案を取りまとめた。

## **第8回検討会議（平成28年3月10日）**

- (1) 選挙区等検討委員会の設置について  
来年度の会長・幹事長会において選挙区等検討委員会の設置について検討いただくよう、要望することとした。
- (2) 結果報告書について  
座長案に基づき協議を行い、結果報告書を決定した。

### 3 主な検討の成果

検討の結果、新たに実施が決まった主な事項は次のとおりである。

#### 議会改革行動計画（第2期）の策定

議会においてこれまで進めてきた様々な議会改革の取り組みを後戻りさせることなく、議会改革に継続して取り組むため、重点的に取り組むべき方策やその具体的数値目標を定める「議会改革行動計画（第2期）」を策定した。

#### 議員提案政策条例の検証

前任期において9件の議員提案政策条例を制定しているが、これらの条例が県民生活に与えた効果・影響について、「徳島県議会政策条例検討会議」において検証を行うことを決定した。（平成27年度から実施）

#### 表決態度の公表

議員個人の政治的責任の明確化、また、議員の活動に対して県民の評価が的確になされるよう、各議員の議案、請願に対する賛否状況を県議会のホームページで公表することを決定した。（平成27年12月定例会から実施）

#### 決算認定議案の早期議決

決算審査を早期化することにより、その結果を翌年度の予算や政策遂行に迅速に反映させるため、決算認定議案の議決時期を12月定例会の閉会日から開会日に変更することを決定した。（平成27年度から実施）

#### 決算認定委員の配分の見直し

決算認定委員会の活性化を図るため、所属議員が4人未満の会派についても、常任・特別委員会と同様に、原則として任期中に各決算認定委員会に所属できるよう割り当てるなどを決定した。（平成27年度から実施）

#### 出前委員会（意見交換会）の開催

委員会活動に対する県民の理解の促進と委員会視察の充実を図るために、委員会の県内視察において、関係団体、関係者等との意見交換会を実施することを決定した。（平成28年度から実施）

# 徳島県議会基本条例

## 目次

### 前文

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 議員の責務及び活動（第四条—第十二条）
- 第三章 議会運営の原則等（第十三条—第十五条）
- 第四章 議会の役割及び機能（第十六条—第二十一条）
- 第五章 知事等との関係等（第二十二条—第二十四条）
- 第六章 県民との関係（第二十五条—第二十八条）
- 第七章 議会改革（第二十九条・第三十条）
- 第八章 議会事務局等（第三十一条・第三十二条）
- 第九章 最高規範性（第三十三条）
- 第十章 補則（第三十四条）

### 附則

徳島県は、鳴門の渦潮、県南部の海岸線、剣山、吉野川などの豊かな自然、世界に誇りうる阿波踊り、阿波人形浄瑠璃、阿波藍などの伝統的な文化や産業、うだつの町並み、祖谷のかずら橋などの歴史的及び文化的な遺産、更には豊富で新鮮な農林水産物といった多彩で魅力あふれる地域資源を有している。

こうした地域資源が持つ潜在力を引き出すことにより県民の夢と希望を実現し、後世に引き継いでいくことは、本県の県政を委ねられた我々、徳島県議会議員の責務である。

徳島県議会は、明治十二年に公選制の県会として開設されて以来、先人たちの高い志を受け継ぎ、長い歴史と伝統に培われた円滑な議事運営に努めるとともに、自由闊達な議論を尊重するなど、県民を代表する県議会として、その役割を最大限に果たしてきたところである。

時代は地方分権改革のさなかにあって、平成十二年のいわゆる地方分権一括法の施行等により地方自治体の自己決定権と責任の範囲が拡大され、平成二十二年には関西広域連合が発足するなど、地方自治を取り巻く環境は大きく変化している。

知事とともに二元代表制の一翼を担う徳島県議会は、県民の意見の集約と調和を図る立場にあることを自覚して地方分権改革を成し遂げ、本県の自主性や自立性を高めるとともに、主権者である県民の立場に立った真の地方自治を実現するという強い意志を持って、その果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、更なる議会改革に取り組んでおり、今こそ、その成果を確かなものとして未来に継承していくかなければならない。

そのため、我々、徳島県議会議員は、議会改革の推進方策を体系的に取りまとめた議会改革行動計画の策定をこの条例に位置付けるとともに、本県のあるべき姿を希求し、その未来は県民とともに築いていくものであることを改めて宣言する。

そして、県議会が県政の最高意思決定機関であることから、議会は自治体の最高責任者であるとの認識の下に、徳島県議会議員の一人一人がその能力を最大限に發揮することにより、県民の負託にこたえ、県政の発展に寄与する議会を築くことを決意し、徳島県議会における最高規範としてこの条例を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

**第一条** この条例は、徳島県議会（以下「議会」という。）における最高規範として、議会の basic 理念を定めるとともに、徳島県議会議員（以下「議員」という。）の責務、議会運営の原則、議会の役割等を明らかにすることにより、議員が県民の負託にこたえ、もって県民の福祉の増進、県勢の伸展及び民主政治の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

**第二条** 議会は、県政における最高議決機関として県民の意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、眞の地方自治の実現を目指すものとする。

(基本方針)

**第三条** 議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- 一 県民に開かれた議会運営を行うとともに、議会活動に関し県民に説明する責任を果たすこと。
- 二 議会の本来の機能である政策の決定並びに知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行についての監視及び評価を行うこと。
- 三 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策の立案及び提言に取り組むこと。
- 四 地方分権の進展に的確に対応するため、議会の在り方を絶えず検証し、継続的に議会改革に取り組むこと。

## 第二章 議員の責務及び活動

(議員の責務)

**第四条** 議員は、県民の代表として県民全体の利益を考え、常に県民の意思及び県政の課題を把握するとともに、合議制の機関である議会の構成員として、議会活動を通じて県民の負託にこたえるものとする。

(議員活動)

**第五条** 議員は、前条に規定する責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

- 一 県政に関する県民の意思を把握し、県政に反映させること。
- 二 県政の課題及び政策に関する情報収集及び調査研究を行うこと。
- 三 本会議、委員会その他の会議に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。
- 四 議会活動に関する県民への広報を行い、県民に説明する責任を果たすこと。

(研さん及び調査研究)

**第六条** 議員は、審議、政策の立案等に必要な能力の向上を図るため、研さん及び調査研究に努めるものとする。

(会派)

**第七条** 議員は、議会活動を円滑に行うこと及び把握した県民の意思を県政に効果的に反映させることを目的として、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に發揮することができるよう、県政の課題及び政策に関して会派内における意見の集約及び会派間の調整に努め、その結果

を議会活動に反映させるものとする。

(議員報酬等)

**第八条** 議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当については、徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年徳島県条例第四号）及び徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十六年徳島県条例第三十三号）の定めるところによる。

(政務活動費)

**第九条** 会派は、議員の調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けることができる。

- 2 会派及び議員は、政務活動費の使途を明らかにしなければならない。
- 3 政務活動費の交付については、徳島県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年徳島県条例第二十六号）の定めるところによる。

(倫理等の保持)

**第十条** 議員は、選挙により選出されたという公の立場を自覚し、県民の代表としての責任感を持ち、良心に従って、常に倫理及び品位を保持するよう努めなければならない。

(資産等の公開)

**第十二条** 議員は、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発展に寄与するため、その資産等を公開しなければならない。

- 2 議員の資産等の公開については、政治倫理の確立のための徳島県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成七年徳島県条例第六十三号）の定めるところによる。

### 第三章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

**第十三条** 議会は、県民に開かれ、透明性の高い運営を行うよう努めるものとする。

- 2 議会は、その機能が十分に發揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。
- 3 議会は、言論の府として議員の発言を保障するとともに、議員相互間の討議等の方法によって活発な議論が行えるよう努めるものとする。

(定例会の回数)

**第十四条** 定例会の回数については、徳島県議会の定例会の回数を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第三十六号）の定めるところによる。

(委員会の運営等)

**第十五条** 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能が十分に發揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。

- 2 特別委員会は、県政の課題に対応するため必要がある場合に設置し、その機能が十分に發揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。
- 3 前二項に定めるもののほか、委員会の設置及び運営については、徳島県議会委員会条例（昭和三十四年徳島県条例第十二号）の定めるところによる。

(議員の定数及び選挙区)

**第十六条** 議会は、県民の意思を県政に十分に反映させることができるよう、議員の定数及び選挙区について、適切な見直しを行うものとする。

2 議員の定数及び選挙区については、徳島県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十四年徳島県条例第四十一号）の定めるところによる。

#### 第四章 議会の役割及び機能

（議決）

**第十六条** 議会は、議決により、県の意思を確定するものとする。

（予算に係る審査等の体制の整備）

**第十七条** 議会は、予算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための体制の整備に努めるものとする。

（政策の立案及び提言）

**第十八条** 議会は、議員の提案による政策条例の制定、決議等を通じて、独自の政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

（調査）

**第十九条** 議会は、議案又は県の事務に関する調査を行うほか、県政及び議会運営に関する具体的な課題の解決を図るために必要な調査を行うものとする。

（調査、検討等を行う機関及び組織）

**第二十条** 議会は、本会議及び委員会における審議等によるほか、県政の課題の解決及び議会運営に関して必要があると認めるときは、調査、検討等を行うための機関及び組織を設置することができる。

（大規模な災害等への対応）

**第二十一条** 議会は、大規模な災害等が発生した際に迅速かつ的確に対応するための体制の充実強化に努めるものとする。

#### 第五章 知事等との関係等

（知事等との関係）

**第二十二条** 議会は、二元代表制の下で、自らは議決権を有し、知事等は執行権を有するという互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民の福祉の増進及び県勢の伸展に向け、自らの機能を十分に發揮しなければならない。

（知事等の事務の執行の監視等）

**第二十三条** 議会は、知事等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているかを監視し、必要と認める場合には、知事等に対し、適切な措置又は対応を講ずるよう求めるものとする。

（議会への説明等）

**第二十四条** 知事等は、予算の編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき又は県政に係る基本的な計画等の重要な政策若しくは施策に係る基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、議会にその内容を説明するよう努めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する基本的な計画のうち、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例（平成二十四年徳島県条例第九十一号）第二条に規定する基本計画については、同条例の定めるところにより、その案の概要等を議会に報告するものとする。

3 知事等は、予算の編成方針の策定若しくは調製又は県政に係る基本的な計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、議会の政策の提案の趣旨を尊重するものとする。

## 第六章 県民との関係

(県民の意思の県政への適切な反映等)

**第二十五条** 議会は、県民の意思を的確に把握し、県政に十分に反映させることができるよう、県民の議会活動への参加の機会の充実に努めるものとする。

2 議会は、県民の意思を審議に反映させるため、本会議及び委員会の運営に当たり、公聴会及び参考人の制度の積極的な活用に努めるものとする。

3 議会は、請願、陳情等があったときは、誠実に処理するものとする。

(議会活動に係る説明責任)

**第二十六条** 議会は、議会活動について、県民に対し説明する責任を果たすことにより、その透明性の確保に努めるものとする。

(広報広聴の充実)

**第二十七条** 議会は、様々な機会を通して議会に対する県民の意見を的確に把握するとともに、多様な媒体を活用して県民に対し議会活動に関する情報の提供を行い、県民に開かれた議会の実現に努めるものとする。

(情報公開)

**第二十八条** 議会は、徳島県情報公開条例（平成十三年徳島県条例第一号）の定めるところにより公文書の公開を行うほか、本会議及び委員会の会議録を広く県民が閲覧することができるようとするものとする。

## 第七章 議会改革

(議会改革の継続)

**第二十九条** 議会は、議会を取り巻く社会経済情勢の変化を的確にとらえ、県民の福祉の増進のため、議会運営が円滑かつ効率的なものとなるよう、議会改革に継続して取り組むものとする。

(議会改革行動計画の策定等)

**第三十条** 議会は、前条に規定する議会改革に関する取組を行うため、議会改革行動計画を策定するものとする。

2 議会改革行動計画は、議員が改選されるごとに見直すものとする。

3 議会は、議会改革行動計画について調査し、及び審議するため、議会改革検討会議を設置することができる。

## 第八章 議会事務局等

(議会事務局の機能の強化等)

**第三十一条** 議会は、議会の政策を立案する能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織の整備に努めるものとする。

(議会図書室の適正な管理等)

**第三十二条** 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

## 第九章 最高規範性

**第三十三条** この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性の確保を図らなければならない。

#### **第十章 補則**

(見直し)

**第三十四条** 議会は、社会経済情勢の変化、県民の意思等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

#### **附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年条例第五六号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

**議会改革行動計画（第2期）**  
**（平成30年6月現在）**

## 議会改革行動計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務が廃止され、地方公共団体の権限が拡大したことに伴い、二元代表制の一翼を担う地方議会は、知事等の執行機関の事務執行に対する監視・評価機能や政策立案機能のさらなる充実・強化が求められている。さらに、住民自治の充実という観点から、開かれた議会実現の方策も模索されている。

このような状況を踏まえ、近年、各都道府県議会においては、議会改革のための委員会等を設置し、その機能強化等について検討がなされるなど、様々な取り組みが行われている。

本県議会においては、これまでにも「議会のあり方検討委員会」等において、議会改革について鋭意協議を重ね、所要の議会改革を進めてきたところである。

特に、平成23年度に設置した「議会改革検討会議」においては、「議会機能の強化」、「効果的な議会運営」及び「開かれた議会」の3つの視点から、体系的な議会改革に取り組み、

- ・ 徳島県議会基本条例の制定
  - ・ 徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例の制定
  - ・ 政策条例検討組織の設置
- などを新たに実施したところである。

さらに、議会は自治体の意思を決定する場であることから、「議会は自治体の最高責任者」であるとの認識の下、今後とも、本県議会が、県民の負託に全力で応えるため、これまで進めてきた様々な議会改革の取り組みを後戻りさせることなく、議会改革に継続して取り組むため、重点的に取り組むべき方策やその具体的数値目標を定めた「議会改革行動計画」を策定し、同計画の趣旨に沿って施策を実施することとした。

今回策定した「議会改革行動計画（第2期）」については、平成27年4月からの新たな任期において取り組むべき主要課題とその数値目標について定めたものであり、

- ・ 議員の議案、請願に対する賛否状況の公表
- ・ 出前委員会（意見交換会）の実施
- ・ 議員提案政策条例の検証

などを新たに実施することとしたところである。

## **2 計画の性格**

本県議会の最高規範として、県議会に関する基本理念や基本となる事項を定めた徳島県議会基本条例第30条の規定に基づき、議会改革行動計画を策定する。

本県議会は、この計画の趣旨に沿って施策を実施することにより、議会改革に継続的に取り組む。

なお、議会改革行動計画は、議員の改選期ごとに見直すものとしており、また、本計画について調査・審議するため、議会改革検討会議を設置することができるとしている。

## **3 計画期間**

行動計画（第2期）の計画期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とする。

## **4 計画の体系**

議会改革行動計画では、本県の議会改革を推進するため取り組むべき主要課題との推進方策について、徳島県議会基本条例に定められた基本理念を踏まえ、3つの策定の視点を明示し、それぞれの主要課題ごとに具体的な推進方策やその数値目標をまとめている。

- 3つの策定の視点
  - I 議会機能の強化
  - II 効果的な議会運営
  - III 開かれた議会

## **5 進行管理**

この計画の推進にあたっては、改選期ごとにその進捗状況を公表し、また、特に数値目標の達成状況については毎年度当初の会長・幹事長会において報告を行い、着実な推進を図る。

## 6 計画の構成

この計画は、以下のとおり構成する。

### I 議会機能の強化

- ・ 議会基本条例の制定
- ・ 議員定数の検討
- ・ 議会改革の推進
- ・ 監視・評価機能の強化
- ・ 政策提言・政策立案機能の強化
- ・ 議会機能の強化

### II 効果的な議会運営

- ・ 効果的な議会運営
- ・ 本会議の効果的な運営
- ・ 委員会の効果的な運営

### III 開かれた議会

- ・ 県民への説明責任
- ・ 県民の意思の反映
- ・ 県民への情報発信

## 【重点戦略1】

### 議会機能の強化

#### 主要事業実施工程表（議会機能の強化）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
1 議会基本条例の制定				
●県議会の最高規範として、県議会に関する基本理念や基本となる事項を定めた議会基本条例を制定することにより、議会機能の強化や開かれた県議会の実現を図ります。	推進			→
○議会基本条例の制定	④制定			
2 議員定数の検討				
新				
●地方分権時代における二元代表制の一翼として、議会基本条例に定める議員の役割を果たし、県民の多様な意見を県政に反映させるに足りる適正な議員定数等について検討を行います。			設置・検討	→
○選挙区等検討委員会の設置	⑨設置			
3 議会改革の推進				
新				
●議会改革を推進し、県民に開かれた県議会とするため検討組織を設置し、実現可能なものから改革に着手するとともに、改革すべき事項のとりまとめを行います。		設置・推進		→
○議会改革検討会議の設置	⑦設置（設置期間1年間）			
新				
●改革すべき事項を「議会機能の強化」、「効果的な議会運営」、「開かれた県議会」と体系的に分類した議会改革行動計画（第2期）を策定し、議会改革を推進します。	策定・推進			→
○議会改革行動計画（第2期）の策定	⑦策定			
●議会基本条例に、議会改革行動計画の策定や議会改革検討会議の設置を位置づけ、議会改革の進行管理と見直しを図ることにより、議会改革に向けた不断の取り組みを行います。	推進			→
○議会改革の進行管理と見直しの推進				

# 主要事業実施工程表（議会機能の強化）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
新 ●政務活動費の適正執行及び用途の透明性を確保するとともに、不正受給が二度と発生し得ないよう、政務活動費制度の抜本的な見直しを図ります。  ○政務活動費のあり方検討会議の設置 ②⑦設置（設置期間1年間）	→ 設置・推進			
4 監視・評価機能の強化  ●県行政に係る基本的な計画の立案段階から議会が積極的な役割を果たす必要があることから、基本計画議決条例を制定し、県行政に対する監視・評価機能の充実に努めます。  ○基本計画議決条例の制定 ②④制定	→ 推進			
5 政策提言・政策立案機能の強化  ●二元代表制の一翼として、県政の各分野に対し、政策の理念や具体的な施策を提案していくことが求められている中、議員提案による政策条例制定の動きを加速させるため、検討組織を設置します。  ○政策条例検討会議の設置 ②④設置	→ 推進			
●住民ニーズや政策課題を踏まえた議員提案による政策条例の制定を促進します。  ○有識者や行政機関、関係団体から専門的意見の聴取	→ 推進			
新 ●議員提案により制定した政策条例が、県民生活に効果のあるものであるかどうか検証を行います。  ○議員提案政策条例の検証 ②⑦実施	→ 実施・推進			
●代表・一般質問や委員会審査を通じて、積極的な政策提案を行います。	→ 推進			
●議会の意思を表明した意見書を、国会及び関係行政庁に対し提出することにより、議会の住民代表機関としての役割を積極的に果たします。  ○意見書議決数 ⑥ 13件 → ⑩ 52件（累計）	→ 推進			
	13件	26件	39件	52件

## 主要事業実施工程表（議会機能の強化）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
●県政の重要案件に対応できるよう、適宜、学識経験者、企業等からの説明聴取及び意見交換を行う政策研究会を開催し、議員の議会活動の活性化を図ります。	推進			
○「政策研究会」の開催 ・開催件数 ②6 7回 → ③0 20回（累計）	5回	10回	15回	20回
新				
●徳島県議会、徳島県市議会議長会及び徳島県町村議会議長会が相互間の連携を密にし、地域の課題を協議し処理します。	締結・推進			
○3団体による連携協定の締結 ②7締結	一	1回	2回	3回
○県議会正副議長、各議長会会長・副会長等からなる連絡調整会議の開催 ②8実施 ②6 一 → ③0 3回（累計）				
●県民の多様な意見を県政に効果的に反映させることを目的とした会派活動を積極的に推進します。	推進			
○徳島県議会自由民主党 ○新風とくしま ○日本共産党 ○公明党県議団 ○和の会				
●特定の県政課題について調査研究を行うため、会派を超えた議員で構成する議員連盟の活動を積極的に推進します。	推進			
○議員連盟数 ②7 治水・利水を考える議員連盟、南海地震対策議員連盟など 18団体				
●四国の共通の課題について調査研究を行うため、四国4県議会の議員で構成する広域の議員連盟の活動を推進します。	推進			
○森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟 四国地方連絡会議 ⑫設立				
○四国観光議員連盟 ⑩設立				
○四国公共交通議員連盟 ⑪設立				

## 主要事業実施工程表（議会機能の強化）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
●会期中いつでも執行機関に対し文書で質問ができる文書質問制度を活用し、議員の活発な議論を通じ、議員による政策提言の促進を図ります。	推進			
○文書質問件数 ㉖ 9件 → ㉘ 16件（累計）	4件	8件	12件	16件
●議会活動に資するため、必要な資料の調査を行います。	推進			
○議会事務局委託調査件数 ㉖ 309件 → ㉘ 1000件（累計）	250件	500件	750件	1000件
●「新聞ダイジェスト」や国の法改正・政策、全国の動き等をまとめた「調査レポート」を積極的に活用します。	推進			
○「新聞ダイジェスト」の活用				
○「調査レポート」の活用				
●議会図書室の蔵書や資料数の増加など、議会図書室の充実を図ります。	推進			
○県立図書館のレファレンス機能（※）の有効活用 ※）資料・情報を求める利用者に対する文献の紹介・提供など				
○県議会ホームページにおける議会図書室コーナーの充実 ・新着図書情報の提供 ・新着資料情報の提供				
○議会図書室の充実 ・蔵書数 ㉖ 6,820冊 → ㉘ 7,200冊（累計）	6,900冊	7,000冊	7,100冊	7,200冊
・資料数 ㉖ 14,091冊 → ㉘ 14,700冊（累計）	14,250冊	14,400冊	14,550冊	14,700冊

## 主要事業実施工程表（議会機能の強化）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
●県議会と県内大学が相互に協力することにより、様々な地域課題に迅速かつ的確に対応するとともに、魅力ある地域づくりや地域における高度な識見を有する人材の育成に資することを目的に包括連携協定を締結し、目的達成に有益な事業を実施します。	推進			
○大学と議会との連携数（累計） ②6 2大学 → ③0 2大学	2大学	2大学	2大学	2大学
○議会インターンシップにおける学生の受入人数（累計） ②6 6人 → ③0 16人	4人	8人	12人	16人
○大学生の議場見学出席者数（累計） ②6 85人 → ③0 280人	70人	140人	210人	280人
○調査レポートへの大学教員、大学院生等の寄稿数（累計） ②6 0件 → ③0 4件	1件	2件	3件	4件
○本会議傍聴への出席学生数（累計） ②6 11人 → ③0 44人	11人	22人	33人	44人
○委員会視聴への出席学生数（累計） ②6 9人 → ③0 36人	9人	18人	27人	36人
○県議会議員との意見交換会等の出席学生数（累計） ②6 69人 → ③0 240人	60人	120人	180人	240人
○議会ホールの提供（累計） ②6 1件 → ③0 4件	1件	2件	3件	4件

## 主要事業実施工程表（議会機能の強化）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
6 議会機能の強化				
● 関西広域連合の議事機関として、条例の制定改廃、予算の議決等を伴う関西広域連合議会の議員を選任し、その活動を推進します。	推進			
● 全国都道府県議会との情報交換や緊密な連絡調整などにより積極的かつスピーディーな要望・決議を行います。	推進			
○ 全国都道府県議会議長会				
○ 四国4県議会正副議長会議				
○ 中国四国9県議会正副議長会議				
○ 近畿2府8県議会議長会議				
○ 南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める9県議会議長会議				
○ 財政基盤強化対策県議会議長協議会				
○ 地すべりがけ崩れ対策都道県議会協議会				
○ 太平洋新国土軸推進府県議会議長連絡協議会				
○ 離島振興対策都道県議会議長会				
● 議会運営に影響を与えるかねない危機事象に対応したマニュアルを策定し、危機管理体制の充実強化を図ります。	推進			
○ 徳島県議会新型インフルエンザ対策ガイドライン ②策定				
○ 大規模地震発生時の議会対応 ②策定				
○ 徳島県議会災害情報連絡事務局運営要領 ②策定				
● 厳しい財政状況の下、財政健全化に資するため、引き続き、議会費の見直しに向けた検討を行います。	推進・検討			
○ 議員報酬の見直し ⑯より削減継続				
○ 費用弁償（応召旅費）を実態に応じた支給へ変更 ⑲より実施				

## 主要事業実施工程表（議会機能の強化）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>●議会の政策立案機能を高めるため、議会事務局組織を強化します。</li> <li>新 ○政策法務担当室長の配置 (総務課法務文書室長の併任) <span style="float: right;">㉗配置</span></li> <li>○総務課法務文書室室長補佐の併任</li> <li>○政務調査機能の体制強化 調査課を政策調査課に変更</li> <li>○議会事務局内プロジェクトチームの設置 ㉗ TPP、地方創生など5チーム</li> </ul>	推進			
●県議会の規則や申し合わせ等について、県民のニーズや経済社会情勢に応じ、適宜見直しを行い、議会の活性化に努めます。	推進			

## 【重点戦略2】

### 効果的な議会運営

#### 主要事業実施工程表（効果的な議会運営）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
1 効果的な議会運営				
●議会日程を早期に公表することにより、傍聴や請願・陳情の提出など、県民サービスの向上に努めます。	推進			
○議会日程の早期公表 (閉会日前の議会運営委員会において、次の定例会の日程案を公表)				
●代表・一般質問における質問項目を質問前日にホームページへ掲載することなどにより、県民サービスの向上に努めます。	推進			
○質問項目のホームページ前日掲載				
○傍聴者ロビーへ質問項目一覧表を掲示				
2 本会議の効果的な運営				
●本会議の開会時間を早めることにより、効率的な議会運営に努めます。	推進			
○10時開会				
●定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることにより、円滑な議会運営と議会の活性化に努めます。	検討			
○通年会期の導入				
●本会議での「質疑」や「討論」を活用し、議員の活発な議論を通じ、議会の活性化を推進します。	推進			

## 主要事業実施工程表（効果的な議会運営）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
●代表・一般質問において、答弁内容を掘り下げる再問を積極的に活用するなど、質問形態等の多様化を図り、議会の活性化を推進します。	検討			
○代表・一般質問のあり方の検討（再問の積極的活用）				
○知事等への反問権の付与				
○対面式演壇の採用				
○スクリーンを使用した発言補助資料				
●本会議開会時において議案等を配置するなど、県民サービスの向上に努めます。	推進			
○傍聴者ロビーに議案及び説明資料の配置				
○議案のホームページ公開				
新				
●県民にわかりやすい県議会とするため、議員の議案、請願に対する賛否状況を公表します。	実施・推進			
○表決態度の公表	⑦実施			
新				
●決算認定議案の議決時期を早めることにより、翌年度予算への迅速な反映を図ります。	実施・推進			
○12月定例会開会日の議決	⑦実施			
3 委員会の効果的な運営				
●委員会の議事録をホームページに公開するなど、県民サービスの向上に努めます。	推進			
○委員会記録や委員会説明資料のホームページ公開				
○モニター室における委員会説明資料の配置				
●委員会の調査・審査に資するため、公聴会・参考人制度を積極的に活用し、県民意見等を審議に反映させるとともに、議会の活性化を図ります。	推進			

## 主要事業実施工程表（効果的な議会運営）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
●委員会視察の内容をホームページで公開するなど、県民サービスの向上に努めます。 ○視察結果のホームページへの掲載	推進			
●委員会のあり方の検討や、複数委員会所属制度の導入などをを行い、委員会の活性化を図ります。 ○複数委員会への所属 ○予算委員会の開催 ○総合県民局関係の総務委員会または南部・西部総合県民局関係委員会の開催 ○請願・陳情関係者からの意見聴取	検討			
新 ●決算認定委員を所属議員4人未満の会派にも配分することにより、決算認定委員会の活性化を図ります。 ○決算認定委員の配分の見直し ⑦実施	実施・ 推進			
●委員会視察のあり方や実施方法を見直し、調査の活性化や経費節減を図ります。 新 ○県内視察の充実 ⑧実施	検討	推進・ 検討		
新 ●委員会の県内視察において、各種団体等と意見交換を実施することにより、委員会活動に対する県民の理解の促進と委員会視察の充実を図ります。 ○出前委員会（意見交換会）の実施 ⑨実施	検討	実施・ 推進		

## 【重点戦略3】

### 開かれた議会

#### 主要事業実施工程表（開かれた議会）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
1 県民への説明責任				
●政務活動費の適正執行及び使途の透明性を確保するとともに、県民への積極的な情報の公開や提供を推進します。	推進			
新 ○政務活動費の活動報告書兼領収書添付票等のホームページ掲載 ⑧実施				
新 ○政務活動費の使途・手続等に関する指針（ガイドライン）の改訂 ⑦⑨改訂				
新 ○政務活動費の海外調査における対象経費を明確化するとともに、海外調査報告書の提出を義務化など ⑩実施 ○政務活動費の収支報告書への領収書添付を義務化 ○政務活動費の収支報告書のホームページ掲載				
●県民意思を県政に効果的に反映させることを目的とした会派活動を積極的に推進します。（再掲）	推進			
○徳島県議会自由民主党 ○新風とくしま ○日本共産党 ○公明党県議団 ○和の会				
新 ●会派が行った視察結果を各会派のホームページ等で公開するなど、会派活動の積極的な情報発信に努めます。 ○会派の視察結果の積極的な公表 ⑦実施	実施・推進			
●特定の県政課題について調査研究を行うため、超党派の議員で組織する議員連盟の活動を積極的に推進します。（再掲） ○議員連盟数 ⑦ 治水・利水を考える議員連盟、南海地震対策議員連盟など 18団体	推進			

## 主要事業実施工程表（開かれた議会）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
●四国の共通の課題について調査研究を行う広域の議員連盟の活動を推進します。（再掲）	推進			
○森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟 四国地方連絡会議	⑪設立			
○四国観光議員連盟	⑫設立			
○四国公共交通議員連盟	⑬設立			
新				
●委員会の県内視察において、各種団体等と意見交換を実施することにより、委員会活動に対する県民の理解の促進と委員会視察の充実を図ります。（再掲）	検討	実施・ 推進		
○出前委員会（意見交換会）の実施	⑭実施			
2 県民の意思の反映				
●広く県民の要望をくみ取るため、請願・陳情制度の周知に努め積極的に活用します。	推進			
○請願件数 ⑮ 22 件 → ⑯ 80 件（累計）	20 件	40 件	60 件	80 件
○陳情件数 ⑮ 27 件 → ⑯ 80 件（累計）	20 件	40 件	60 件	80 件
●広く県民の要望をくみ取るため、パブリックコメント、県民アンケート、議長へのメールの周知に努め、積極的に活用します。	推進			
○パブリックコメントの実施				
○県民アンケートの実施				
○議長へのメール				

## 主要事業実施工程表（開かれた議会）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
3 県民への情報発信				
●開かれた県議会を確立するため、定例会ごとに正・副議長による定例記者会見を実施し、議会活動についての情報発信を行います。	推進			
○記者会見の実施				
●本会議・委員会の開催時期の周知・広報に努め、県民の議会への関心を深めるとともに、理解の促進を図ります。	推進			
○本会議傍聴者数 ㉖ 2,420人 → ㉚ 9,000人（累計）	2,250人	4,500人	6,750人	9,000人
○委員会視聴者数 ㉖ 1,249人 → ㉚ 5,600人（累計）	1,400人	2,800人	4,200人	5,600人
●本会議開催時において議案等を配置するなど、積極的な情報公開を行います。（再掲）	推進			
○傍聴者ロビーに議案及び説明資料の配置				
○議案等のホームページ公開				
新				
●県民にわかりやすい県議会とするため、議員の議案、請願に対する賛否状況を公表します。（再掲）	実施・推進			
○表決態度の公表 ㉗ 実施				
●委員会の審議をインターネットで公開するなど、県民サービスの向上に努めます。	検討			
○委員会のインターネット中継				
●委員会の議事録をホームページに公開するなど、県民サービスの向上に努めます。（再掲）	推進			
○委員会記録や委員会説明資料のホームページ公開				
○モニター室における委員会説明資料の配置				

## 主要事業実施工程表（開かれた議会）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）				
	H27	H28	H29	H30	
●委員会視察の内容をホームページで公開するなど、県民サービスの向上に努めます。（再掲）  ○視察結果のホームページへの掲載	推進				
●ケーブルテレビを活用した情報発信に努め、県民の議会への関心を深めるとともに、理解の促進を図ります。  ○ケーブルテレビ放映社数 ②6 17 社 → ③0 17 社	推進	17 社	17 社	17 社	
○CATVで視聴可能な市町村数 ②6 23 市町村 → ③0 23 市町村	23 市町村	23 市町村	23 市町村	23 市町村	
●議会情報を積極的にホームページ等で公表することにより、県民への迅速な情報の提供など県民サービスの向上を図ります。	推進				
新 ○議員の議案、請願に対する賛否状況のホームページ公開 ⑦実施  ○議案等のホームページ公開（再掲）  ○質疑項目のホームページ前日掲載（再掲）  ○委員会記録や委員会説明資料のホームページ掲載（再掲）  ○委員会視察結果のホームページ掲載（再掲）					
新 ○会派視察結果の各会派ホームページ等での公開（再掲） ⑦実施  ○正副議長による定例記者会見のホームページ掲載  ○議会図書室の新着図書・資料情報のホームページ・全庁掲示板への掲載（再掲）  ○議会ホームページのアクセス数 ②6 90,179 件 → ③0 340,000 件（累計）		85,000 件	170,000 件	255,000 件	340,000 件
○本会議インターネット中継のアクセス数 ②6 2,204 件 → ③0 9,200 件（累計）	2,300 件	4,600 件	6,900 件	9,200 件	

## 主要事業実施工程表（開かれた議会）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
○本会議の会議録検索システムのアクセス数 ㉙ 24,666 件 → ㉚ 100,000 件（累計）	25,000 件	50,000 件	75,000 件	100,000 件
○県内市町村議会ホームページへの県議会ホームページのリンク設定 ㉙ 24 件 → ㉚ 24 件	24 件	24 件	24 件	24 件
○「議会のしおり」（リーフレット）配付数 ㉙ 794 部 → ㉚ 4,000 部（累計）	1,000 部	2,000 部	3,000 部	4,000 部
○「議会の概要」（冊子）配付数 ㉙ 400 部 → ㉚ 1,600 部（累計）	400 部	800 部	1,200 部	1,600 部
● ○政務活動費の活動報告書兼領収書添付票等のホームページ掲載（再掲） ㉙実施  ○政務活動費の収支報告書のホームページ掲載（再掲）  ○議会関係予算のホームページ掲載  ○議員連盟活動のホームページ掲載	推進			
● 議会活動等の情報を広く県民に提供するため、新聞発行する「県議会だより」等の内容充実、適期の情報発信を行うことにより、県民の議会に対する理解を推進します。  ○「県議会だより」における広報特集記事の掲載  ○テレビスポット・ラジオスポットの有効活用  ○「県議会だより」録音版の有効活用	推進			
● 議員一人一人が広報マンとなり、県内外に徳島の魅力をアピールします。  ○「とくしまの魅力と実力」（リーフレット）の作成・活用	推進			

## 主要事業実施工程表（開かれた議会）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
●県民の議会への関心を高め、議会を身近に感じてもらうため、議会活動展示パネル展や議会コンサート等を開催するとともに、大学との連携により、「開かれた議会」の一層の推進を図ります。	推進			
○議会活動展示パネルの設置 ②6 4回 → ③0 16回（累計）	4回	8回	12回	16回
○議会コンサート等の開催 ②6 2回 → ③0 8回（累計）	2回	4回	6回	8回
○議会インターンシップにおける学生の受入人数（累計） ②6 6人 → ③0 16人	4人	8人	12人	16人
○大学生の議場見学出席者数（累計） ②6 85人 → ③0 280人	（再掲）	70人	140人	210人
○本会議傍聴への出席学生数（累計） ②6 11人 → ③0 44人	（再掲）	11人	22人	33人
○委員会視聴への出席学生数（累計） ②6 9人 → ③0 36人	（再掲）	9人	18人	27人
○県議会議員との意見交換会等の出席学生数（累計） ②6 69人 → ③0 240人	（再掲）	60人	120人	180人
○議会ホールの提供（累計） ②6 1件 → ③0 4件	（再掲）	1件	2件	3件
				4件

## 主要事業実施工程表（開かれた議会）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
●子供から大人まで多くの県民に議会の役割や仕組みを理解してもらうため、様々な県議会体験・見学プログラムを実施することにより、より一層の「県民に開かれた県議会」、「親しみやすい県議会」の推進を図ります。	推進			
○県議会小学生社会見学ツアーの実施 ㉙ 15 校 → ㉚ 56 校（累計）	14 校	28 校	42 校	56 校
○夏休み県議会体験会への参加者数 ㉙ 24 人 → ㉚ 72 人（累計）	18 人	36 人	54 人	72 人
新 ○高校生と県議会議員との意見交換会の実施 ㉙ 一 → ㉚ 5 回（累計）	1 回	3 回	5 回	5 回
○議会見学会の実施 ㉙実施 ㉙ 7 回 → ㉚ 28 回（累計）	7 回	14 回	21 回	28 回
○県立総合大学校との連携による認定講座 ・講座開設数 ㉙ 13 講座 → ㉚ 52 講座（累計）	13 講座	26 講座	39 講座	52 講座
・参加者数 ㉙ 116 人 → ㉚ 240 人（累計）	60 人	120 人	180 人	240 人
●スポーツ・芸術文化活動等において、その成績が特に顕著なものを表彰し、その努力と功績を称え励ますことによって、徳島県の次代を担う人間性豊かな児童、生徒及び学生の健全育成を図ります。	推進			
○県議会表彰の実施				

## 徳島県家庭教育支援条例

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点である。また、基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心、自制心などは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものである。

徳島県では、地域の自然の恵み、阿波踊りや人形浄瑠璃などに見られる伝統と文化の豊かさ及び人と人との絆の強さを生かし、家庭と地域社会が一体となって子供の成長を支えてきた。

しかしながら、近年では、家族形態の多様化、少子化、地域とのつながりの希薄化など、家庭とそれを取り巻く環境が大きく変化し、家庭と子供が抱える問題の複雑化及び過保護、過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘されている。そこで、これまで行われてきた家庭教育を支援するための取組を更に進め、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、自主的に取り組むとともに、家庭を取り巻く地域、学校、事業者、行政などが一体となって家庭教育を支えていくことが必要となっている。

ここに、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境整備に努めるとともに、家庭教育を地域全体で支援する社会的気運を醸成することで、子供たちの健やかな成長に喜びを実感できる徳島県の実現を目指して、この条例を制定する。

### (目的)

**第一条** この条例は、家庭教育への支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、子供の健全な成長のために必要な生活習慣の確立並びに子供の自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子供を現に監護する者をいう。以下同じ。）が子供に対して行う教育をいう。

2 この条例において「子供」とは、おおむね十八歳以下の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。

4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条の一第一項に規定する地縁による団体その他の団体で地域的な活動を行うものをいう。

### (基本理念)

**第三条** 家庭教育への支援は、保護者が子供の教育について第一義務的責任を有するという基本的認識の下に、県、市町村、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の社会の全ての構成員が、家庭教育の自主性を尊重しつつ、各々の役割を果たすとともに、社会全体が一体となって取り組むことを目として行われなければならない。

(県の責務)

**第四条** 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により家庭教育を支援するための施策を策定し、及び実施するに当たつては、市町村、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項の規定により家庭教育を支援するための施策を策定し、及び実施するに当たつては、様々な家庭の状況に配慮するものとする。

(市町村との連携)

**第五条** 県は、市町村が家庭教育を支援するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的助言その他必要な支援を行うものとする。

(保護者等の役割)

**第六条** 保護者は、基本理念にのつとり、自らの果たす役割と責任を自覚し、子供の自主性を尊重し、愛情をもつて接し、子供の基本的な生活習慣の確立、自立心の育成及び自身の調和のとれた発達を図るとともに、自らも保護者として成長していくよう努めるものとする。

2 子供の祖父母は、基本理念にのつとり、家庭教育に積極的に協力するよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

**第七条** 地域住民は、基本理念にのつとり、保護者及び学校等と連携して、先人が創造し、守り続けた地域の歴史、伝統、文化、行事等を伝えることを通じ、子供の健全な育成に努めるとともに、保護者が家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのつとり、保護者と連携して、家庭教育を支援するための取組を行うよう努めるものとする。

3 地域住民及び地域活動団体は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第八条** 事業者は、基本理念にのつとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、従業員の仕事と家庭生活との両立が図られるよう必要な就業環境の整備等に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(学校等における取組の支援)

**第九条** 県は、学校等が、保護者と連携して、子供に基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成するための取組を行うことを支援するものとする。

(親としての学びの支援)

**第十条** 県は、親としての学び（保護者が、子供の発達段階に応じて大切にすべき家庭教育に関する知識、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援する学習方法の開発及びその普及を図るものとする。

る。

2 県は、市町村、地域活動団体その他の関係者が、親としての学びを支援する学習の機会を提供することを支援するものとする。

(親になるための学びの支援)

**第十一條** 県は、親になるための学び（子供が保護者の役割、子育ての意義その他将来親になることについて学ぶことをいう。次項において同じ。）に関する学習方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、学校等が、親になるための学びに関する学習の機会を提供することを支援するものとする。

(人材の養成等)

**第十二条** 県は、家庭教育に関する支援を行う人材の養成及び資質の向上並びに家庭教育に関する支援を行う人材相互間の連携を推進するものとする。

(保護者、学校等、地域住民等の連携した活動の促進)

**第十三条** 県は、保護者、学校等、地域住民その他の関係者が相互に連携して取り組む家庭教育を支援するための活動を促進するものとする。

(相談体制の整備等)

**第十四条** 県は、家庭教育に関する相談に応ずるため、相談体制の整備、相談窓口の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

**第十五条** 県は、家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育の重要性並びに家庭教育における保護者の果たす役割及び責任について、県民の理解を深め、意識を高める啓発を行うものとする。

(とくしま教育週間における事業の実施)

**第十六条** 県は、家庭教育についての関心と理解を深め、積極的に家庭教育を実践する意欲を高めるため、とくしま教育の日を定める条例（平成十六年徳島県条例第三十五号）第三条に規定するとくしま教育週間を中心として、この条例の目的にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

**第十七条** 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 提案理由

家庭教育への支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、子供の健全な成長のために必要な生活習慣の確立並びに子供の自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 徳島県読書活動の推進に関する条例

読書活動は、全ての世代において、人格を形づくり、知識や感性を高めるとともに、文化的で豊かな社会の構築に主体的に寄与する一つの方策となる。

近年におけるインターネットをはじめとする各種情報メディアの急速な進展は、県民一人一人の生活スタイルを多様化させる一因となっており、それぞれの時間の過ごし方が多岐にわたることで、子供から大人まで読書習慣を持たない傾向が強まっている。

こうしたことから、読書活動の意義や重要性について県民の理解及び関心を高め、家庭、学校及び地域の連携のもと県民総ぐるみで自主的に読書活動に取り組む環境を整備する必要がある。

また、県民の読書活動を支える拠点である徳島県立図書館は、平成二十九年度に創立百周年という大きな節目を迎えるこれまで取り組んできた催しや他の図書館との連携を更に推進し、県民の読書活動の機会を一層充実させることが求められている。

ここに、子供から大人まで、全ての県民が読書活動に取り組む環境づくりを積極的に推進し、文化的で豊かな県民生活の実現を目指し、この条例を制定する。

### (目的)

**第一条** この条例は、県民の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、読書活動の推進に関する必要な事項を定めるものにより、県民の読書活動を推進し、もって県民一人一人の心豊かな生活と活力ある社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。

### (基本理念)

**第三条** 読書活動は、県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであり、文化的で豊かな社会の構築に寄与するものであることに鑑み、全ての県民が読書活動を容易に行うことができるよう、積極的に環境の整備が推進されなければならない。

### (県の責務)

**第四条** 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、県民との協働により読書活動を支援するための情報発信及び普及啓発を行うとともに、県民に読書活動の機会を提供し、県民の関心を高める施策を推進するものとする。

2 県は、基本理念にのつとり、学校等が、それぞれの学校等の特性及び個人の発達段階に応じ、読書に親しませるためにより読書の楽しさを伝え、読書習慣を形成するための取組を行うことを支援するものとする。

3 県は、基本理念にのつとり、インターネットを利用した徳島県立図書館と県内の公立図書館等との間における図書の検索及び図書の相互貸借のための情報の共有を促進するとともに、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成二十二年法律第百五十四号）第九条第一項の規定に基づく徳島県子どもの読書活動推進計画に関する施策が円滑に実施さ

れるよう、市町村、学校等、公立図書館その他の関係機関及び民間団体との連携に努めるものとする。

#### (県民の取組)

**第五条** 県民は、日常生活の中で読書に親しみ、読書活動への積極的な参加及び協力を行い、互いの交流に努めるものとする。

2 県民は、家庭において、読書の楽しさを共有することにより、家族の意思疎通を深め、読書活動がより身近に感じられ、読書への興味及び関心を深めることができる環境を整えることに努めるものとする。

3 県民は、地域において、学校等、図書館その他の読書活動に関する施設又は読書活動を推進する団体等と連携して、あらゆる世代を対象とした日常的な読書活動の推進に資するよう努めるものとする。

#### (徳島県読書活動推進期間)

**第六条** 県民が積極的に読書活動に取り組み、読書習慣の定着を図るため、四月二十二日から五月二十一日まで及び十月二十七日から十一月九日までを徳島県読書活動推進期間とする。

2 県は、徳島県読書活動推進期間の趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

#### (財政上の措置等)

**第七条** 県は、県民の読書活動の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

#### 提案理由

県民の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、県民の読書活動を推進し、もつて県民一人一人の心豊かな生活と活力ある社会の実現に資する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## とくしま藍の日を定める条例

### (趣旨)

第一条 県民の藍に対する関心と理解を深め、本県の藍に関する文化の継承及び産業の振興を図り、あわせて国内外に向けたその魅力の発信に資するため、とくしま藍の日を設ける。

### (とくしま藍の日)

第二条 とくしま藍の日は、七月二十四日とする。

### (とくしま藍推進月間)

第三条 第一条の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、七月をとくしま藍推進月間とする。

### (事業等)

第四条 県は、とくしま藍推進月間において、第一条の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

2 県は、県民及び市町村その他の団体が、第一条の趣旨にふさわしい取組を行おうとする場合には、必要な助言その他の協力を行うものとする。

3 県は、第一項の規定により行われる事業について、広く県民に参加を呼びかけるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

県民の藍に対する関心と理解を深め、本県の藍に関する文化の継承及び産業の振興を図り、あわせて国内外に向けたその魅力の発信に資するため、とくしま藍の日を設ける必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

とくしま藍の日を定める条例の一部を改正する条例

とくしま藍の日を定める条例（平成二十九年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

とくしま藍の日及び徳島県の色を定める条例

第一条中「設ける」を「設けるとともに、徳島県の色を定める」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（徳島県の色）

第五条 藍色を徳島県の色とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

県民の藍に対する関心と理解を深め、本県の藍に関する文化の継承及び産業の振興を図り、あわせて国内外に向けたその魅力の発信に資するため、徳島県の色を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 徳島県消費者市民社会の構築に関する条例

本県では、豊かな自然と潤いあるふるさとの風景が守られ、安全・安心な暮らしこそ豊かな食文化や阿波藍などの伝統文化が息づいている。また、子供たちの笑顔があふれ、未来を創造するたくましい若者が社会に巣立ち、一人一人が自立しながら支え合い、地域がつながっている。

未来においても、夢や希望に満ちあふれた活力ある徳島県として成長していくため、さらには地球規模での気候変動や世界平和、経済成長などの課題を解決するためには、人権、地産地消、環境等に配慮した商品やサービスを選択する消費行動が求められている。

ここに、誰一人取り残さない社会の形成や地球環境の保全などに配慮した思いやりのある消費行動や事業活動を県民生活に取り入れるための環境づくりを積極的に推進し、消費者、事業者、行政機関等の様々な主体が一体となって、公正かつ持続可能な社会である消費者市民社会の構築を目指し、この条例を制定する。

### (目的)

**第一条** この条例は、消費者市民社会の構築に関し、基本理念を定め、県の責務並びに消費者、事業者及び関係団体の役割を明らかにするとともに、消費者市民社会の構築に関する必要な事項を定めるることにより、消費者自らの消費生活における人権、地域及び環境に配慮した消費行動を推進し、現在及び将来の世代にわたって、公正かつ持続可能な社会の形成を図り、及びその発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 消費者市民社会 消費者教育の推進に関する法律（平成二十四年法律第六十一号）第二条第一項に規定する消費者市民社会をいう。
- 二 エシカル消費 地域の活性化、雇用なども含む、人、社会及び環境に配慮した思いやりのある消費行動をいう。
- 三 消費者志向経営 企業等の組織が社会の一員として、自らの活動が社会や環境等に与える影響を十分配慮し、消費者の権利を尊重し、その意向や期待にこだえることにより組織の社会的責任を果たすことをいう。
- 四 関係団体 消費生活に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び消費者市民社会の構築に関する活動を行う団体をいう。

### (基本理念)

**第三条** 消費者市民社会の構築は、消費者一人一人の消費行動及び事業者の事業活動が将来にわたり内外の社会、経済及び環境に影響を及ぼしうることが自覚され、公正かつ持続可能な社会の実現が推進されることを目指して、行われなければならない。

- 2 消費者市民社会の構築は、人権の尊重や地球環境の保全、その他社会問題の解決に配慮した消費行動や事業活動により実現されなければならない。
- 3 消費者市民社会の構築は、県、消費者及び事業者がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協力して推進されなければならない。

### (県の責務)

**第四条** 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、消費

者市民社会の構築に関する施策を実施するものとする。

2 県は、基本理念にのつとり、市町村、消費者、事業者及び関係団体が実施する消費者市民社会の構築に関する取組を促進するため、消費者教育、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

3 県は、基本理念にのつとり、物品及び役務の調達に当たつては、予算の適正な執行並びに契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、地域の活性化、雇用なども含む、人、社会及び環境に配慮した調達の推進に努めるものとする。

#### (消費者の役割)

**第五条** 消費者は、基本理念にのつとり、その消費行動が人、社会及び環境に与える影響を理解し、自主的かつ合理的に行動できるよう、自ら進んでエシカル消費に関して必要となる知識の修得、情報の収集等に努めるものとする。

#### (事業者の役割)

**第六条** 事業者は、基本理念にのつとり、自ら進んで、消費者志向経営に関して必要となる知識の修得及び情報の収集並びに当該知識及び情報の事業活動への反映に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動や消費者の行動が人、社会及び環境に与える影響についての情報提供に努めるものとする。

#### (関係団体の役割)

**第七条** 関係団体は、消費者市民社会の構築に関する取組を企画し、及び消費者の参画を得て積極的に推進するよう努めるものとする。

#### (徳島県消費者市民社会推進期間)

**第八条** 消費者のエシカル消費及び事業者の消費者志向経営の普及及び定着を図るため、五月の第一土曜日から十五日間を徳島県消費者市民社会推進期間とする。

2 県は、徳島県消費者市民社会推進期間にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

#### (財政上の措置等)

**第九条** 県は、消費者市民社会の構築に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

消費者市民社会の構築に關し、基本理念を定め、県の責務並びに消費者、事業者及び関係団体の役割を明らかにするとともに、消費者市民社会の構築に関する必要な事項を定めることにより、消費者自らの消費生活における人権、地域及び環境に配慮した消費行動を推進し、現在及び将来の世代にわたつて、公正かつ持続可能な社会の形成を図り、及びその発展に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例（平成二十四年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四号中「科学的根拠」を「フジ化物応用その他の科学的根拠」に改め、同条中第八号を第十号とし、同条第七号中「であつて歯科医療又は定期的に歯科に係る検診」を「であつて歯科保健及び歯科医療、定期的な歯科に係る検診又は口腔機能の管理」に、「についての」を「についての、」に、「及び保健医療等業務従事者」を「保健医療等業務従事者及び医療保険者」に、「による歯科医療又は定期的に歯科に係る検診」を「による充実した歯科保健及び歯科医療、定期的な歯科に係る検診並びに口腔機能の管理」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

七 歯科と医科の各分野間の連携体制強化のための取組の推進に関すること。

八 八〇一〇運動（八十歳になつても自分の歯を二十本以上保つことを目標に、歯と口腔の健康づくりを進める運動をいう。）及びオーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを未然に防ぐための取組をいう。）の推進に関すること。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

歯と口腔の健康は、健康な生活を送る基礎となるほか、生活習慣病の予防につながることから、全身的な疾患の状況を踏まえた口腔機能の維持及び回復を目指す取組等の歯と口腔の健康づくりに関する施策を更に推進し、もつて県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

# **徳島県議会選挙区等検討委員会 結 果 報 告 書**

**平成30年3月**

## I 選挙区等検討委員会の設置

当検討委員会は、平成27年国勢調査の結果を受け、平成31年4月に実施予定の徳島県議会議員一般選挙に向け、徳島県議会の議員の総定数並びに各選挙区の区割り及び定数について、検討を行う必要があることから、地方自治法第100条第1.2項に規定する「議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行うための場」として位置づけ、徳島県議会会議規則第128条第2項の規定に基づき、平成29年7月5日に臨時的に設置され、計8回の委員会を開催した。

## II 検討の経緯及び概要

### 1 第1回検討委員会（平成29年7月5日）

- (1) 委員長・副委員長を選出
- (2) 検討委員会を、報道機関に原則公開で行うことを決定
- (3) 検討のスケジュールについて協議し、おおむね、毎定例会、開会日頃と閉会日頃の2回、検討委員会を開催し、平成30年2月定例会までに結論を出すことを決定

### 2 第2回検討委員会（平成29年9月15日）

- (1) 選挙区に係る関係法令等について、県地方創生局から説明を聴取

### 3 第3回検討委員会（平成29年10月6日）

- (1) 全国都道府県議会議長会から、全国における選挙区等の検討状況等について、説明を聴取
- (2) 美馬第二選挙区の合区先について協議
- (3) 那賀選挙区の取扱いについて協議

### 4 第4回検討委員会（平成29年11月27日）

- (1) 委員長から、美馬第二選挙区の合区先に関し、同選挙区及び美馬第一選挙区選出議員の意見を報告
- (2) 県議会議員の総定数並びに各選挙区の区割り及び定数について協議

### 5 第5回検討委員会（平成29年12月15日）

- (1) これまでの委員会における各委員の意見について、事務局から報告
- (2) 県議会議員の総定数並びに各選挙区の区割り及び定数について協議

### 6 第6回検討委員会（平成30年2月15日）

- (1) 県議会議員の総定数並びに各選挙区の区割り及び定数について、各会派から会派として集約した意見を発表し、協議

### 7 第7回検討委員会（平成30年2月23日）

- (1) 県議会議員の総定数並びに各選挙区の区割り及び定数について、各会派で再検討した意見を発表し、協議
- (2) 県議会議員の総定数並びに各選挙区の区割り及び定数について、委員間で合意

## 8 第8回検討委員会（平成30年3月8日）

### (1) 結果報告書について協議し、決定

## III 結論

今回の検討委員会は、平成27年10月に実施された国勢調査の結果を受け、検討を行ったところであり、急激な人口減少により強制合区の対象となった美馬第二選挙区及び特例選挙区として存置している那賀選挙区の取扱いを中心に、総定数並びに各選挙区の区割り及び定数について、各委員、各会派間で幅広い観点から協議を重ねてきたところである。

検討の過程においては、各委員から人口比例と地域間の均衡や一票の格差の是正について意見が出され、各会派における意見集約を経て、最終的には委員会として、次の3点を委員会の結論としてとりまとめた。

なお、オブザーバーとして参加した3会派のうち、公明党県議団及び和の会はこの結論に賛成であり、日本共産党は反対であったことを付記しておく。

1 美馬第二選挙区を美馬第一選挙区と合区し、合区後の定数を2人とする。

美馬第二選挙区については、平成17年3月に美馬市及びつるぎ町が設置されたことに伴い美馬第一選挙区とともに置かれ

た選挙区であるが、平成27年国勢調査の結果、配当基數が0.5を下回り、公職選挙法の規定により、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けなければならないこととなつた。

合区先については、全委員、全会派において、美馬第一選挙区とすることで異論はなく、また、両選挙区の地元議員の意見も同様であった。

一方、合区後の定数については、現在の美馬第一選挙区の定数が2人、美馬第二選挙区の定数が1人であり、これらを合計した3人とすべきとの意見があつたが、合区後の選挙区の人口と定数が吉野川選挙区と逆転することから、協議の結果、最終的に1人減の2人を定数とすることとした。

## 2 那賀選挙区を特例選挙区として存続する。

那賀選挙区については、平成22年国勢調査において配当基數が0.5を下回ったところであるが、昭和41年以前に設けられていた選挙区であることから、公職選挙法の規定により、平成23年及び平成27年の県議会議員一般選挙においては、特例選挙区として存続していたものである。

当選挙区は、平成27年国勢調査の結果においても、引き続き配当基數が0.5を下回ったことから、改めてその取扱いについて検討を行つた。

委員からは、中山間地域における地域代表の必要性や那賀郡の広大な面積から那賀選挙区の存続を求める意見、人口が基本であることから他の選挙区と合区すべきという意見など、様々な意見があつたが、協議の結果、最終的に特例選挙区として存

続することとした。

### 3 総定数を1人減らし、38人とする。

徳島県議会の議員定数については、平成27年4月の一般選挙時にそれまでの41人から2人減らし、39人としており、これは旧の法定上限数と比較すると2人少ない状況となっている。

委員からは、県民の声を県政にしっかりと反映していくために現在の定数を維持すべきだという意見、美馬第二選挙区に加え、那賀選挙区、三好第二選挙区を他の選挙区と合区し、それぞれ1人減らし、合計で3人減らすべきだという意見など、様々な意見があったが、協議の結果、最終的に1人減らし、38人とすることとした。

## 別表：委員が所属する会派の改正案

現在の選挙区	徳島県議会自由民主党			新風・民進クラブ	
	定数	定数	区域等	定数	区域等
徳島	10	10		12	+2
鳴門	3	3		3	
小松島・勝浦	3	3		3	
阿南	4	4		4	
那賀	1	1	特例選挙区	2	那賀と海部を合区 △1
海部	2	2			
吉野川	2	2		2	
阿波	2	2		2	
美馬第一	2	3	美馬第一と美馬第二を合区 ±0	2	美馬第一と美馬第二を合区
美馬第二	1				△1
三好第一	2	2		2	三好第一と三好第二を合区
三好第二	1	1			△1
名西	2	2		2	
板野	4	4		5	+1
選挙区数	14	13	△1	11	△3
総定数	39	39	現状維持	39	現状維持

注：選挙区の順は、条例の順とは異なります。

## オブザーバーが所属する会派の改正案

現在の選挙区	日本共産党			公明党県議団		和の会	
	定数	定数	区域等	定数	区域等	定数	区域等
徳島	10	12	+2	11	+1	10	
鳴門	3	3		3		3	
小松島・勝浦	3	3		3		3	
阿南	4	4		4		4 阿南と那賀 を合区 △1	
那賀	1	1	特例選挙区	1	特例選挙区		
海部	2	2		2		2	
吉野川	2	2		2		2	
阿波	2	2		2		2	
美馬第一	2	2 美馬第一と 美馬第二を 合区 △1		2	美馬第一と 美馬第二を 合区 △1	2	美馬第一と 美馬第二を 合区 △1
美馬第二	1						
三好第一	2	2 三好第一と 三好第二を 合区 △1		2		2	三好第一と 三好第二を 合区 △1
三好第二	1			1			
名西	2	2		2		2	
板野	4	4		4		4	
選挙区数	14	12	△2	13	△1	11	△3
総定数	39	39	現状維持	39	現状維持	36	△3

注：選挙区の順は、条例の順とは異なります。

# 徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例

## (目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定に基づき、県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定めることにより、基本計画の立案の段階から議会が積極的な役割を果たし、もつて実効性の高い基本計画の策定を図るとともに、県民の視点に立った透明性の高い県行政の推進に資することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において「基本計画」とは、次に掲げる計画をいう。

- 一 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画
- 二 前号に掲げるもののほか、県民生活に關係が深く、かつ、県行政の運営上特に重要なと認められる分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画

## (議会の議決等)

第三条 知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)は、基本計画の策定又は変更(次に掲げる事項に係るものに限り、その内容が軽微であるものを除く。以下同じ。)をするに当たっては、次に掲げる事項(変更の場合にあつては、当該変更に係る部分に限る。)について、議会の議決を経なければならない。

- 一 基本計画の推進に係る基本構想に関すること。
- 二 基本計画の計画期間に関すること。
- 三 基本計画の実施に係る必要な政策及び施策のうち重要なものに関すること。  
2 知事等は、基本計画の廃止(基本計画の計画期間の満了に伴うものを除く。以下同じ。)をするに当たっては、その旨について、議会の議決を経なければならない。
- 3 知事等は、第一項の議決を経て基本計画の策定又は変更をしたときは当該基本計画を、前項の議決を経て基本計画の廃止をしたときはその旨を、速やかに公表するものとする。

## (立案の過程における報告等)

第四条 知事等は、基本計画の策定又は変更をしようとするときは、その立案の過程において、基本計画の策定の目的又は変更の理由及びその案の概要を議会に報告することも、公表し、県民等の意見が基本計画に反映されるよう必要な措置を講じるものとする。

- 2 知事等は、基本計画の廃止をしようとするときは、あらかじめその旨及び廃止の理由を議会に報告するものとする。

## (知事等への意見)

第五条 議会は、県行政の推進のために新たに基本計画を策定する必要があると認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

- 2 議会は、社会経済情勢の変化等の理由により、基本計画の変更又は廃止が必要と認めるとときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に策定される基本計画について適用する  
° ただし、当該基本計画のうち同日以後最初に招集される定例会において第三条第一項  
° の規定による議決を経ようとするものについては、第四条第一項の規定は、適用しない

（経過措置）

- 3 前項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際に策定されている計画のうち、  
いけるよ！徳島・行動計画は第二条第一号に掲げる基本計画と、次に掲げる計画は同条  
第二号に掲げる基本計画とみなして、第三条及び第四条の規定（策定に係る部分を除く  
° ）並びに第五条第一項の規定を適用する。

- 一 徳島県男女共同参画基本計画（第二次）  
二 徳島県教育振興計画

（徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正）

- 4 徳島県議会の議決すべき事件を定める条例（昭和五十四年徳島県条例第二十五号）の  
一部を次のように改正する。

「基づき」の下に「別に定めるものほか」を加える。

## 徳島県議会と徳島文理大学との連携に関する協定書

徳島県議会（以下「甲」という。）と徳島文理大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、県民を代表し県政の意思決定を行う甲と、学術の中心として知的資源が集積する乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、様々な地域課題に迅速かつ的確に対応するとともに、魅力ある地域づくりや地域における高度な識見を有する人材の育成に資することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携し協力することに努める。

- (1) 甲の政策形成及び調査・研究に関すること。
- (2) 乙の人材育成及び教育・研究環境の充実に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### （連絡調整）

第3条 甲と乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に推進するため、必要に応じて協議を行う。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成23年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了までにいずれか特段の意思表示がない場合、本協定は更に1年更新されたものとし、その後も同様とする。

### （疑義の処理）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成22年9月13日

甲 徳島県議会

乙 徳島文理大学

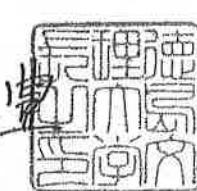
議長

藤田



学長

桐野



## 徳島県議会と四国大学との連携に関する協定書

徳島県議会（以下「甲」という。）と四国大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、県民を代表し県政の意思決定を行う甲と、学術の中心として知的資源が集積する乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、様々な地域課題に迅速かつ的確に対応するとともに、魅力ある地域づくりや地域における高度な識見を有する人材の育成に資することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携し協力することに努める。

- (1) 甲の政策形成及び調査・研究に関すること。
- (2) 乙の人材育成及び教育・研究環境の充実に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### （連絡調整）

第3条 甲と乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に推進するため、必要に応じて協議を行う。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了までにいずれか特段の意思表示がない場合、本協定は更に1年更新されたものとし、その後も同様とする。

### （疑義の処理）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

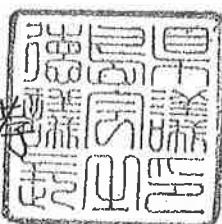
本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成24年7月9日

甲 徳島県議会

議長

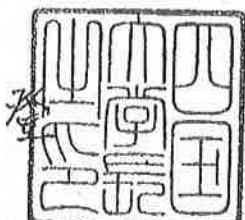
桙本



乙 四国大学

学長

福岡



## 徳島県議会表彰要綱

### (趣旨)

第1条 この表彰は、徳島県内の学校に在籍する児童、生徒及び学生（団体を含む。）のうち、スポーツ・文化芸術活動等において、その成績が特に顕著なものを表彰し、その努力と功績を称え励ますことによって、徳島県の次代を担う人間性豊かな若者の健全育成を図ることを目的とする。

### (表彰)

第2条 徳島県議会は、次の各号の一に該当するもののうちから表彰するものとする。

- (1) スポーツの全国大会以上の大会において最優秀の成績をおさめたもの
- (2) 学芸的な全国大会以上の大会において最優秀の成績をおさめたもの

### (被表彰候補者の選考)

第3条 徳島県議會議長（以下「議長」という。）は前条の規定により表彰しようとするときは、被表彰候補者の選考について、徳島県教育委員会教育長及び各学校長（公立学校を除く。）に推薦を依頼するものとする。

2 前項の規定により推薦されたもののほか、徳島県議会議員から推薦のあった場合も被表彰候補者とする。

### (被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、前条の推薦に基づき、別に定める選考委員会による選考を経て、会長・幹事長会に諮り、議長が決定する。

### (表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品の授与をもって行う。

2 表彰は議場において行う。

### (表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年県議会2月定例会の本会議開催日に行う。

### (推薦様式)

第7条 推薦をしようとするものは、所定の様式により行うものとする。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年12月19日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年1月29日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年11月29日から施行する。